

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会
に係る支出について 〕

平成24年9月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

第 1 住民監査の請求	
1 請求人	1
2 請求のあった日	1
第 2 請求の要旨	
1 監査対象事項	1
2 請求人の主張	1
3 措置請求	1
第 3 請求の理由	
1 行為が違法である理由	1
2 本委員会が附属機関であるとする理由	1
3 その行為による損害	2
第 4 請求の受理	3
第 5 請求人の証拠の提出及び陳述	3
第 6 監査の実施	
1 監査の内容	3
2 監査対象機関	3
3 監査実施期間	3
4 監査の執行者	3
第 7 本件請求に係る監査の結果	
1 監査により確認した事実	4
(1) 設置要綱に規定する事項	4
(2) 検討委員会開催に係る公金の支出	4
2 監査対象機関の説明	4
3 監査の結果	4
(1) 検討委員会の要綱設置の違法性について	4
(2) 検討委員会開催に伴い支払われた経費の違法性について	6
(3) 違法な合議体の即時停止と検討委員会での答申を無効にすることについて	7
第 8 本件請求に対する結論	7
第 9 意見	7
参 考	
資料 1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	8
資料 2 鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会設置要綱	10
資料 3 監査対象機関への確認、回答状況	11
資料 4 関係法令（抜粋）	12

第1 住民監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求のあった日

平成24年 7 月10日

第2 請求の要旨

1 監査対象事項

平成23年 8 月 2 日から平成24年 5 月15日までの鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催に係る委員への報償費、旅費、会場使用料及びお茶代など1,490,967円の支出

2 請求人の主張

検討委員会は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項本文に規定する附属機関に該当し、鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）による検討委員会の設置は違法であり、委員に支払われた報償費等は違法な公金の支出である。

3 措置請求

検討委員会が違法な会議体であることを認め、首長は違法な支出金を返還すること。

この違法な会議体の即時停止と、検討委員会での答申を無効にすること。

第3 請求の理由（請求人による請求書の原文のまま掲載する。）

1 行為が違法である理由

平成23年 8 月 2 日施行の鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会設置要綱に基づき、本委員会が設置されましたが、地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合には、条例によらなければならないと法第138条の4第3項本文に規定されている。

にもかかわらず、条例ではなく要綱による設置は違法であり、本委員会及び委員に支払われた報償費などは違法な公金支出である。

2 本委員会が附属機関であるとする理由

（1） 学識経験者、市町村、商工業、公民館、NPO法人関係者及び公募による市民によって構成されている。

（2） 「鳥取県民参画基本条例（仮称）」の制定のための制度やあり方などを広く議論する。

(3) 本委員会の組織は要綱にて委員長、副委員長が互選により決められている。委員長に事故がある場合は副委員長が代理を務める。会議は委員長が招集するなど、組織化されたものである。この組織の中で条例案について意思決定や合議、意見の集約などが行われている。

このことから組織の面からも、機能の面からも私的諮問機関ではなく、附属機関に該当する。

3 その行為による損害

平成23年 8 月25日	使用料及び賃借料	31,500円
平成23年 8 月26日	報償費	123,600円
	特別旅費	83,239円
平成23年11月 2 日	使用料及び賃料	5,640円
平成23年11月15日	報償費	105,200円
	特別旅費	80,999円
平成23年11月17日	食糧費	1,365円
平成23年11月29日	食糧費	1,320円
平成23年11月30日	使用料及び賃借料	4,960円
平成23年12月 5 日	報償費	123,600円
	特別旅費	75,870円
平成24年 1 月 4 日	食糧費	985円
平成24年 1 月 6 日	使用料及び賃借料	650円
平成24年 1 月13日	報償費	123,600円
	特別旅費	99,124円
平成24年 1 月31日	食糧費	512円
平成24年 2 月 9 日	役務費	32,070円
平成24年 2 月16日	特別旅費	59,510円
	報償費	104,600円
平成24年 2 月20日	使用料及び賃借料	22,050円
平成24年 4 月 9 日	食糧費	3,000円
	使用料及び賃借料	7,680円
平成24年 4 月20日	報償費	113,700円
	特別旅費	90,464円
平成24年 4 月25日	食糧費	2,250円
		1,260円
平成24年 5 月15日	報償費	113,700円
	特別旅費	78,519円
合計		1,490,967円

本委員会は上記で示した通り附属機関に該当するので支出負担行為の根拠は、地方自治法第203条の2第4項に依拠した給与条例によらなければならない。

第4 請求の受理

監査委員は、本件請求を、検討委員会に係る違法な公金の支出に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成24年8月2日付けで受理した。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項に定める証拠の提出及び陳述については、請求人からの希望はなかった。

第6 監査の実施

1 監査の内容

監査対象事項である検討委員会の開催に係る公金の支出について、請求の理由を踏まえ、次の点から監査を行った。

- (1) 検討委員会の要綱による設置は、違法であるか。
- (2) 検討委員会の開催に伴い支払われた経費は、違法な公金の支出にあたるか。

2 監査対象機関

鳥取県未来づくり推進局県民課

3 監査実施期間

平成24年8月2日から同月23日まで

4 監査の執行者

監査委員	おかもと	やすひろ
	岡本	康宏
監査委員	いぎ	たかし
	伊木	隆司
監査委員	ゆぐち	なつみ
	湯口	夏史
監査委員	おきはる	ひでお
	興治	英夫
監査委員	まえた	やすひこ
	前田	八壽彦

第7 本件請求に係る監査の結果

1 監査により確認した事実

(1) 設置要綱に規定する事項

- ア 検討委員会の設置目的は、鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定を進めるに当たり、その制度やあり方に関する基本的な考え方を広く議論することとする。
- イ 検討委員会の設置期間は、平成23年8月2日から平成25年3月31日までとする。
- ウ 検討委員会は、学識経験者、市町村、商工業、公民館、NPO法人等の関係者及び公募で選任された委員10人で組織し、知事が委嘱する。

(2) 検討委員会開催に係る公金の支出

- ア 本件支出については、県議会に要綱で設置する検討委員会としての関係予算が提出され議決を受けており、議会承認を得た予算の範囲内で執行されていた。
- イ 住民監査請求書において県の損害とされている合計1,490,967円について、支出負担行為、支出仕訳書等及び関係する領収書等を確認したところ、会計上の事務は適切に行われていた。

2 監査対象機関の説明

- (1) 検討委員会の運営に当たっては、全会一致や多数決を行っていないため合議体にあたらない。
- (2) 報告書は、作成中であるが、委員から出た意見を取りまとめたものが予定されており、検討委員会では多数決等は行っていないことから、合議による意思決定等の結果を記載したものにはならないと考えている。
- (3) 検討委員会で出た意見を参考に、執行部が条例案を作ることになる。条例案の作成段階で県民への更なる意見聴取や議会との協議を行い、その上で条例案を議会に提出することが予定されている。

3 監査の結果

(1) 検討委員会の要綱設置の違法性について

ア 検討委員会の状況

検討委員会の請求人が主張する理由の該当性について、設置要綱及び開催記録により事実確認を行った。

- (ア) 「学識経験者、市町村、商工業、公民館、NPO法人関係者及び公募による市民によって構成されている。」については、設置要綱等により確認された。

(イ) 「鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定のための制度やあり方などを広く議論する。」については、設置要綱において「鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定を進めるに当たり、その制度やあり方に関する基本的な考え方を広く議論する。」とされており、その趣旨に沿って運営されていた。

(ウ) 「本委員会の組織は要綱にて委員長、副委員長が互選により決められている。委員長に事故がある場合は副委員長が代理を務める。会議は委員長が招集するなど、組織化されたものである。この組織の中で条例案について意思決定や合議、意見の集約などが行われている。」については、委員長は互選で選任され、副委員長は委員長により指名されており、会議は委員長により招集されていた。検討委員会としての意見の取りまとめは見られたが、全会一致や多数決による意思決定を行っている状況は確認できなかった。

イ 法に規定する附属機関

請求人は、検討委員会が附属機関に該当すると主張している。

附属機関については、法第138条の4第3項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定している。

この規定は、昭和27年の法改正で新設されたものであり、法改正以前は、法令に特別の定めのない限りは各執行機関が規則その他の規定で任意に附属機関を設置できるものとされていたが、附属機関といえども地方公共団体の行政組織の一環をなすものであり、議会の統制下に置くことが必要であるとする趣旨により、規定されたものである。

ここで規定する「附属機関」については、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関とされているが、その解釈については意見が大きく分かれている。

＜附属機関を広く解釈し、委員会等の要綱設置を認めない立場＞

- ・長が私的に学識経験者などから個別的に意見をきくことは、法律又は条例に根拠を置かない、いわゆる私的諮問機関として許されるべきであろうが、一堂に集めて意見をきくような段階になると、もはや地方自治法上の附属機関との区別が明確でなくなり、相当の程度において組織化された形のもの法律又は条例により設置すべきものとしていると考えるべきである。（地方財務実務提要）

というように、外部の委員を一堂に集めて意見を聴く場合は、附属機関に該当し、条例設置すべきという解釈がある。

＜附属機関を限定的に解釈し、委員会等の要綱設置を認める立場＞

- ・長と議会の二元的対立が前提とされているので、執行機関としての長に必要な情報源の設定を常に議会のコントロールの下に置くことはかえって首長主義を採用している現行法制にふさわしくないと言える。以上の点からすれば、個別領域における政策提言型審議会に類する組織は、国の場合と同様に、行政機関としての附属機関ではなく、長の委託先として構成することにより、条例主義の縛りを免れることができるように解される。（注釈 地方自治法）として、政策提言型の委員会等を要綱で設置することを容認する解釈もある。

ウ 監査委員の判断

前述のとおり、附属機関について、法の規定の解釈が大きく分かれており判断基準は不明確であるため、法の趣旨に照らし、本県の行政運営や検討委員会の設置及び運用状況の実態を検証することにより判断を行うこととした。

鳥取県においては、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第3条の規定に基づいた要綱設置の委員会等が過去から多数設置されてきており、要綱による設置がすでに行政慣行として定着している。

また、今回の請求事案については、県政のチェック機関である県議会において、検討委員会の設置及びその内容が、予算案として審議の上承認されていることから、他の委員会等と同じく、一つの行政慣行として実質的な承認があったものと考えられる。

さらに、当県においてすでに定着している行政慣行の実態や検討委員会の設置及び毎回の開催結果の県議会に対する説明の状況に鑑みれば、適時に適切なチェック機能が働いている実態があり、県行政における自治機能が確保された中での検討委員会の設置であったと判断される。

また、附属機関の設置を条例によるべきとした法の趣旨は、首長による私的な諮問機関の乱立を防止し、議会による適切なチェック機能を確保するためであると解されるが、今般の検討委員会の設置とその後の経過は議会側にも適時に説明がなされており、議会におけるチェック機能を損なうような行政運営の実態は見られない。

以上により、検討委員会の要綱設置は、違法とはいえないと判断した。

（２） 検討委員会開催に伴い支払われた経費の違法性について

ア 支出手続の状況

検討委員会に係る支出については、県の会計規則等に沿って適正に予算執行が行われていた。

イ 監査委員の判断

検討委員会の要綱設置については違法とはいえないことから、支出手続及び支出内容を確認したところ、次の点から違法又は不当な公金の支出による県の損害は発生していないと判断した。

- (ア) 県議会に設置要綱で設置する検討委員会としての関係予算が提出され議決を受けており、議会承認を得た予算の範囲内で執行されている。
- (イ) 県から委員として委嘱され、出席依頼（開催通知）に基づき実際に出席したことに対する謝金、出席旅費等として適正な手続のもとに支出されており、予算で目的とされた一定の活動成果は得られている。

(3) 違法な会議体の即時停止と検討委員会での答申を無効にすることについて 監査委員の判断

「検討委員会の即時停止」については、損害は発生はしていないから、即時停止の必要性は認められない。また、「検討委員会の答申を無効にすること」については、請求の要件として法第242条に定める違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。

第8 本件請求に対する結論

監査の結果、措置請求された「検討委員会が違法な会議体であることを認め、首長は違法な支出金を返還すること。」については、理由がないものと認め棄却する。

また、併せて措置請求された「違法な会議体の即時停止と、検討委員会での答申を無効にすること。」について、「検討委員会の即時停止」については理由がないものと認め棄却し、「検討委員会での答申を無効にすること」については住民監査請求の要件を欠くため却下する。

第9 意見

近年、行政運営を行うに当たって、専門的な意見や住民意見を反映させることが、科学的ないし民主的行政を推進する観点からも重要な課題となっている。このため、要綱等に基づく委員会等のいわゆる私的諮問機関が多く設置されている状況にある。

一方で、私的ブレイン的な諮問機関を多用することは、権力の私物化を招きかねないため、条例主義に徹することが望ましいといった意見もある。

前述のごとく、条例で設置すべきとされている附属機関の解釈が大きく分かれていることの背景には、昭和27年の法改正当時とは社会状況が大きく異なるにもかかわらず、附属機関の明確な定義や委員会等の私的諮問機関の位置付け等の法的整備が行われていないことに原因があると思われる。

今後、県行政の中で慣行化している審議会等の要綱設置について、法的な考え方の整理を行うとともに、必要な法整備について国に働きかけていくことが望まれる。

参 考



鳥取県職員措置請求書

鳥取県知事平井伸治に関する措置請求の要旨

請求の要旨

1.対象とする職員

鳥取県知事 平井伸治

2.監査対象事項

平成23年度8月2日から平成24年度5月15日までに鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会（以下、本委員会とします）に対する支出について。

本委員会委員への報償費、旅費、委員会の会場使用料、お茶代などで1,490,967円を支払った。

3.その行為が違法である理由

平成23年8月2日施行の鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会設置要綱に基づき、本委員会が設置されましたが、地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合には、条例によらなければならないと地方自治法138条の4第3項本文に規定されている。

にもかかわらず、条例ではなく要綱による設置は違法であり、本委員会及び委員に支払われた報償費などは違法な公金支出である。

4.本委員会が附属機関であるとする理由

- (1) 学識経験者、市町村、商工業、公民館、NPO法人関係者及び公募による市民によって構成されている。
- (2) 「鳥取県民参画基本条例（仮称）」の制定のための制度やあり方などを広く議論する。
- (3) 本委員会の組織は要綱にて委員長、副委員長が互選により決められている。委員長に事故がある場合は副委員長が代理を務める。会議は委員長が招集するなど、組織化されたものである。この組織の中で条例案について意思決定や合議、意見の集約などが行われている。このことから組織の面からも、機能の面からも私的諮問機関ではなく、附属機関に該当する。

5.その行為による損害（単位円）

平成23年8月25日	使用料及び賃借料	31,500
平成23年8月26日	報償費	123,600
	特別旅費	83,239
平成23年11月2日	使用料及び賃料	5,640
平成23年11月15日	報償費	105,200

	特別旅費	80.999
平成23年11月17日	食糧費	1.365
平成23年11月29日	食糧費	1.320
平成23年11月30日	使用料及び賃借料	4.960
平成23年12月5日	報償費	123.600
	特別旅費	75.870
平成24年1月4日	食糧費	985
平成24年1月6日	使用料及び賃借料	650
平成24年1月13日	報償費	123.600
	特別旅費	99.124
平成24年1月31日	食糧費	512
平成24年2月9日	役務費	32.070
平成24年2月16日	特別旅費	59.510
	報償費	104.600
平成24年2月20日	使用料及び賃借料	22.050
平成24年4月9日	食糧費	3.000
	使用料及び賃借料	7.680
平成24年4月20日	報償費	113.700
	特別旅費	90.464
平成24年4月25日	食糧費	2.250
		1.260
平成24年5月15日	報償費	113.700
	特別旅費	78.519

合計 1,490,967

本委員会は上記で示した通り附属機関に該当するので支出負担行為の根拠は、地方自治法第203条の2第4項に依拠した給与条例によらなければならない。

6.請求する措置

本委員会が違法な会議体であることを認め、首長は違法な支出金を返還してください。
またこの違法な会議体の即時停止と、本委員会での答申を無効にすることを求めます。

請 求 者
住 所
職 業
氏 名



地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成24年7月9日

鳥取県監査委員 様

鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民に開かれた県政の礎を確かなものとするため、県民の県政への参画の基本的な理念や制度を明らかにした「鳥取県民参画基本条例(仮称)」の制定を進めるに当たり、その制度やあり方に関する基本的な考え方を広く議論するため、「鳥取県民参画条例(仮称)検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 鳥取県民参画基本条例(仮称)のあり方の検討に関すること。
- (2) その他県民参画基本条例の検討に際して必要な事項。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成23年8月2日から平成25年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、委員会において必要と認められた場合は、設置期間を延長することができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人で組織し、知事が委嘱する。なお、委員会が必要と認める場合は、委員を追加することができる。
2 委員会は、学識経験を有する者、市町村、商工業、公民館、NPO法人等の関係者及び公募により選任された者で構成する。
3 委員の任期は、委嘱の日から前条に定める設置期間の終期までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から、2名以内で委員長が指名する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見等を聞くことができる。
3 委員会は公開とし、これに必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、未来づくり推進局県民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月2日から施行する。

資料 3

監査対象機関への確認、回答状況

平成 24 年 8 月 15 日

確認事項	所管課の回答
1 検討委員会の設置目的、経緯、役割、組織化の考え方。	・設置の目的、役割等は要綱記載のとおりであり、制度やあり方を議論していただくもの。
2 検討委員会を要綱設置した理由。	・鳥取県行政組織規則第 3 条で協議会を設けることができるようになっている。
3 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定への該当性。	・検討委員会の運営にあたっては、全会一致や多数決を行っていないため合議体にあらず、よって意思決定行為も行っていないため、附属機関には該当しないと考える。(ただし、意見の一致を見たものはある。)
4 検討委員会の報告書の取り扱い。 ① 中間報告書等検討委員会の成果の状況。	・委員長が報告書の作成中であり、8 月 30 日に予定している最後の検討委員会で案が提出される。 ・報告書は、委員から出た意見を取りまとめたものが予定されており、検討委員会では多数決等は行っていないことから、合議による意思決定等の結果を記載したものにはならないと考えている。 ・報告書のまとめ方は委員長に任せており集約は求めているが、委員長として委員会の意見をまとめた表現を行われる可能性はある。
② 報告書等の性格。 (意見集約された答申、各委員の意見等)	・提出される報告書は県の事務を拘束する絶対的なものではなく、あくまでも参考と考えている。 ・平成 24 年 6 月県議会代表質問についての知事答弁は以下のとおりである。 ①「この素案というのは、これは強制力があるものではありません。これからその素案を元にしてみんなで議論していくというようなことだと思います。」 ②「最終的には議会と相談した上で原案を作り、条例案として我々の考え方も入れて、最終的な案として議決の可否を問うことで進めていきたいと思っています。」
6 ・今後の検討委員会の活動予定と条例制定までのスケジュール。 ・報告等の活用予定。	・検討委員会で出た意見を参考に、執行部が条例案を作ることになる。条例案の作成段階で県民への更なる意見聴取や議会との協議を行う。その上で条例案を議会に提出する。
7 支出に関する手続き等。	(関係書類により確認した。)

関 係 法 令 （ 抜 粋 ）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止するこ

とによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 5 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。
- 6 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 8 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

○鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）

（機関の分類）

第2条 知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、本庁、附属機関及び地方機関とする。

2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織(以下「部局等」という。)並びに部局等の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内局」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。)、総室内室及び課内室等をいう。

3 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関をいう。

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)～(4) (略)

(臨時又は特命の事項を処理させるための本部等の設置)

第3条 前条の規定にかかわらず、知事は、臨時又は特命の事項を処理させるため、本部、事務局、協議会等を置くことができる。